

ご照会について

【制度に関するご照会】

本資料の当ページに記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 団体保険課 電話番号:06-6447-6226

<受付時間> 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

個人情報のお取扱いについて

東京地方税理士協同組合共済会(以下「団体」という。)は、この制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)をこの制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、団体、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、団体、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

ー保険金受取人の個人情報のお取扱いについてー

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ー委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取扱いについてー

個人情報のうち保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

共済制度満了記念品について(東京地方税理士協同組合共済会独自の制度であり生命保険ではありません。)

対象者

東京地方税理士協同組合共済会の正会員でかつ共済制度に加入されている方が、制度更新時(毎年8月1日)に35歳6ヵ月を超えたとき(1995年9月1日以降加入者より).....記念品をお贈りします。

制度のお取扱いについて

●被保険者証の発行 ご加入者に対しては「被保険者証」を発行します。

●保険金の請求 保険金を請求されるときは、協同組合共済会または委託保険会社備えつけの書類により、できるだけ早く手続きをお取りください。

●ご加入は毎月お取扱いします。

■委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社(83.33%)(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社(1.21%)

ジブラルタ(旧エイアイジー・スター)生命保険株式会社(0.12%)

日本生命保険相互会社(15.30%)

第一生命保険株式会社(0.04%)

※上記の委託保険会社および委託割合は2019年5月現在のものです。委託保険会社および委託割合は、将来、契約者(東京地方税理士協同組合共済会)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります)

◎委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

◎委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

■お問合せ先は・・・

東京地方税理士協同組合共済会 横浜西区花咲町4-106 税理士会館

TEL(045)243-0524

幹事会社窓 〇

横浜市中区本町2-15 大同生命・神奈川税理士共済支社内

TEL(045)201-1016

東京地方税理士協同組合共済会共済制度

こども特約付団体定期保険

ご加入のおすすめ

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください、保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。



ご加入できるのは 東京地方税理士協同組合共済会 の正会員

東京地方税理士協同組合

または

千葉県税理士協同組合

の組合員とその家族及び事務所従業員(正会員の家族専従者も含む)

※この資料は、2019年5月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。

確かな安心をお届けします！

◎月額掛金

●ご加入はお1人につき、保険金3,000万円(ご本人・従業員)、800万円(配偶者)、300万円(お子さま)が限度です。 <超過部分は無効です>

この制度の特色

- 1 この制度は、共済会の正会員と税理士である準会員及びその家族と従業員の生活保障を目的としています。
- 2 簡単な手続きでご加入いただけます。(健康状態についての告知が必要です。)
- 3 1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じたときは配当金としてお支払いします。(収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。)
- 4 掛金は取扱金融機関の口座より、自動的に振替えます。

●ご本人及び従業員

型		3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型	10型	11型	12型	13型	14型	15型
年齢	保険金	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
15～35歳	男	423	564	705	846	987	1,128	1,269	1,410	1,551	1,692	1,833	1,974	2,115
	女	321	428	535	642	749	856	963	1,070	1,177	1,284	1,391	1,498	1,605
36～40歳	男	501	668	835	1,002	1,169	1,336	1,503	1,670	1,837	2,004	2,171	2,338	2,505
	女	444	592	740	888	1,036	1,184	1,332	1,480	1,628	1,776	1,924	2,072	2,220
41～45歳	男	630	840	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310	2,520	2,730	2,940	3,150
	女	513	684	855	1,026	1,197	1,368	1,539	1,710	1,881	2,052	2,223	2,394	2,565
46～50歳	男	843	1,124	1,405	1,686	1,967	2,248	2,529	2,810	3,091	3,372	3,653	3,934	4,215
	女	669	892	1,115	1,338	1,561	1,784	2,007	2,230	2,453	2,676	2,899	3,122	3,345
51～55歳	男	1,164	1,552	1,940	2,328	2,716	3,104	3,492	3,880	4,268	4,656	5,044	5,432	5,820
	女	855	1,140	1,425	1,710	1,995	2,280	2,565	2,850	3,135	3,420	3,705	3,990	4,275
56～60歳	男	1,620	2,160	2,700	3,240	3,780	4,320	4,860	5,400	5,940	6,480	7,020	7,560	8,100
	女	1,047	1,396	1,745	2,094	2,443	2,792	3,141	3,490	3,839	4,188	4,537	4,886	5,235
61～65歳	男	2,406	3,208	4,010	4,812	5,614	6,416	7,218	8,020	8,822	9,624	10,426	11,228	12,030
	女	1,344	1,792	2,240	2,688	3,136	3,584	4,032	4,480	4,928	5,376	5,824	6,272	6,720
66～70歳	男	3,501	4,668	5,835	7,002	8,169	9,336	10,503	11,670	12,837	14,004	15,171	16,338	17,505
	女	1,764	2,352	2,940	3,528	4,116	4,704	5,292	5,880	6,468	7,056	7,644	8,232	8,820

●配偶者

型		2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型
年齢	保険金	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
16～35歳	男	282	423	564	705	846	987	1,128
	女	214	321	428	535	642	749	856
36～40歳	男	334	501	668	835	1,002	1,169	1,336
	女	296	444	592	740	888	1,036	1,184
41～45歳	男	420	630	840	1,050	1,260	1,470	1,680
	女	342	513	684	855	1,026	1,197	1,368
46～50歳	男	562	843	1,124	1,405	1,686	1,967	2,248
	女	446	669	892	1,115	1,338	1,561	1,784
51～55歳	男	776	1,164	1,552	1,940	2,328	2,716	3,104
	女	570	855	1,140	1,425	1,710	1,995	2,280
56～60歳	男	1,080	1,620	2,160	2,700	3,240	3,780	4,320
	女	698	1,047	1,396	1,745	2,094	2,443	2,792
61～65歳	男	1,604	2,406	3,208	4,010	4,812	5,614	6,416
	女	896	1,344	1,792	2,240	2,688	3,136	3,584
66～70歳	男	2,334	3,501	4,668	5,835	7,002	8,169	9,336
	女	1,176	1,764	2,352	2,940	3,528	4,116	4,704

●お子さま

型	1型	2型	3型
保険金	100万円	200万円	300万円
掛金	70円	140円	210円

(注)
・上記掛金は概算です(当団体の被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しています)。掛金は保険年度開始後3カ月以内に確定し、変更が生じた場合は第1回目掛金にさかのぼって精算します。
・保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。
・上記の掛金には、生命保険料のほか、病気死亡保険金100万円につき46円の制度運営費が含まれております。(お子さまの掛金には、制度運営費は含まれておりません)
・掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月を超えるものは切り上げて1年とし、6カ月以下のものは切り捨てます。

●更新継続

型		2型 (配偶者のみ)	3型	4型	5型
年齢	保険金	200万円	300万円	400万円	500万円
71歳	男	3,026	4,539	6,052	7,565
	女	1,530	2,295	3,060	3,825
72歳	男	3,338	5,007	6,676	8,345
	女	1,694	2,541	3,388	4,235
73歳	男	3,700	5,550	7,400	9,250
	女	1,886	2,829	3,772	4,715
74歳	男	4,120	6,180	8,240	10,300
	女	2,098	3,147	4,196	5,245
75歳	男	4,616	6,924	9,232	11,540
	女	2,328	3,492	4,656	5,820

型		2型 (配偶者のみ)	3型 (本人のみ)
年齢	保険金	200万円	300万円
76歳	男	5,200	7,800
	女	2,588	3,882
77歳	男	5,890	8,835
	女	2,892	4,338
78歳	男	6,704	10,056
	女	3,260	4,890
79歳	男	7,644	11,466
	女	3,704	5,556
80歳	男	8,706	13,059
	女	4,236	6,354

※71歳～80歳の方の掛金は更新されときの掛金で、新規加入はできません。
※80歳まで更新延長

ます。

の結果、配当金が0となる年度もありえます。)

(単位:円)

16型	17型	18型	19型	20型	21型	22型	23型	24型	25型	26型	27型	28型	29型	30型
1,600万円	1,700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円	2,600万円	2,700万円	2,800万円	2,900万円	3,000万円
2,256	2,397	2,538	2,679	2,820	2,961	3,102	3,243	3,384	3,525	3,666	3,807	3,948	4,089	4,230
1,712	1,819	1,926	2,033	2,140	2,247	2,354	2,461	2,568	2,675	2,782	2,889	2,996	3,103	3,210
2,672	2,839	3,006	3,173	3,340	3,507	3,674	3,841	4,008	4,175	4,342	4,509	4,676	4,843	5,010
2,368	2,516	2,664	2,812	2,960	3,108	3,256	3,404	3,552	3,700	3,848	3,996	4,144	4,292	4,440
3,360	3,570	3,780	3,990	4,200	4,410	4,620	4,830	5,040	5,250	5,460	5,670	5,880	6,090	6,300
2,736	2,907	3,078	3,249	3,420	3,591	3,762	3,933	4,104	4,275	4,446	4,617	4,788	4,959	5,130
4,496	4,777	5,058	5,339	5,620	5,901	6,182	6,463	6,744	7,025	7,306	7,587	7,868	8,149	8,430
3,568	3,791	4,014	4,237	4,460	4,683	4,906	5,129	5,352	5,575	5,798	6,021	6,244	6,467	6,690
6,208	6,596	6,984	7,372	7,760	8,148	8,536	8,924	9,312	9,700	10,088	10,476	10,864	11,252	11,640
4,560	4,845	5,130	5,415	5,700	5,985	6,270	6,555	6,840	7,125	7,410	7,695	7,980	8,265	8,550
8,640	9,180	9,720	10,260	10,800	11,340	11,880	12,420	12,960	13,500	14,040	14,580	15,120	15,660	16,200
5,584	5,933	6,282	6,631	6,980	7,329	7,678	8,027	8,376	8,725	9,074	9,423	9,772	10,121	10,470
12,832	13,634	14,436	15,238	16,040										
7,168	7,616	8,064	8,512	8,960										
18,672	19,839	21,006	22,173	23,340										
9,408	9,996	10,584	11,172	11,760										

ご加入に際してのご案内

◎加入資格

《共済契約者》 ※掛金は共済契約者が口座名義人となっている銀行口座からのお振替えが必要です。

- ・当共済会の正会員(含む法人会員)
- ・当共済会の準会員で税理士の資格を有する者

《ご加入者》

- ・当共済会の正会員
- ・当共済会の正会員の事務所に勤務する役員・従業員
- ・当共済会の正会員の配偶者・お子さま
- ・当共済会の準会員で税理士の資格を有する者
- ・当共済会の準会員で税理士の資格を有する者の事務所に勤務する役員・従業員
- ・当共済会の準会員で税理士の資格を有する者の配偶者・お子さま

※ただし、パート・アルバイトを除く。

※「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になりません。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。

※当会を退会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退いただくこととなります。

<正会員・税理士である準会員(ご本人)及び従業員>

14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方。

ただし、60歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方が新規加入・更新される場合は20型(保険金2,000万円)を限度とします。更新される場合、70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方は5型(保険金500万円)、75歳6ヵ月超の方は3型(保険金300万円)を限度とします。更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

<配偶者>

16歳以上70歳6ヵ月以下の方。

更新される場合、70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方は5型(保険金500万円)、75歳6ヵ月超の方は2型(保険金200万円)を限度とします。更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

加入の型は、ご本人と同額かそれ以下でお選びください。

<お子さま>

2歳6ヵ月超22歳6ヵ月以下の方。

更新される場合は、22歳6ヵ月まで継続できます。更新時に年齢が22歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。お子さまを加入させるときは、加入資格のあるお子さまを全員加入させてください。

●配偶者・お子さまはご本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

●ご本人のご加入なく配偶者・お子さまのみではご加入になりません。

また、ご本人の死亡・高度障がい状態により保険金をお支払いした場合ならびに脱退の際は、配偶者・お子さまも同時に脱退となります。

●配偶者・お子さまの保険金額は、ご本人の保険金額を超えることはできません。ご本人と同額かそれ以下でお選びください。

◎保険期間

保険期間は**1年間（2019年8月1日～2020年7月末日）**です。（ただし、更新の年齢範囲と型は「加入資格」の項のとおりです。）
年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日（効力発生日）から年度末（2020年7月末日）までとなります。
その後は特にお申し出のない限り、毎年自動的に更新して継続します。
※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

◎効力の発生日

（この制度は1971年7月1日より発足）

毎月20日までにお申込みの場合 …………… 翌々月1日
毎月21日以降末日までにお申込みの場合 …………… 翌々々月1日

※第1回目掛金が、預金口座の残高不足などによって口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。
※毎月のお申込締切日は休日等の関係で異なる場合もありますので、委託保険会社（事務幹事会社）へご確認ください。

◎被保険者の同意確認

（加入・増額・減額時）

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

◎掛金のお払込み

掛金は共済契約者が口座名義人となっている銀行口座からのお振替えが必要です。
掛金は取扱金融機関の口座より**毎月22日（休日の場合は翌営業日）**に自動的に振替えられます。
ご加入後、口座振替ができなかった場合は、翌月に2ヵ月分振替えさせていただきます。
2ヵ月連続して振替えができなかった場合は、さかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。
掛金の振替事務は「日本システム収納機」に委託しております。
（注）お申込み後に金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに協同組合共済会または事務幹事会社窓口にご連絡のうえ、変更手続きをしてください。

◎保険金のご請求

被保険者が死亡または高度障がいとなられたときは、委託保険会社の営業店に備えつけの必要書類によって請求手続きを行ってください。保険金の請求時には次の方が請求内容について了知（支払請求書への署名・捺印）していることが必要です。
死亡保険金／労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者
高度障がい保険金／被保険者
※死亡保険金受取人は、事業主または被保険者（加入者）のご遺族を指定することができます。

◎追加加入・脱退の手続き

追加加入や増額、脱退や減額はそのつどお取扱いしますので、お早めに委託保険会社（事務幹事会社）窓口あてご連絡ください。
脱退は毎月末日まで（休日等の関係でその前日になる場合もございます。）にお届けいただいた分については、翌々月1日が脱退日となります。

死亡・高度障がい保険金のお支払い（保障の範囲）

死亡・高度障がい保険金は、保険期間中に死亡または効力発生日以後の不慮の事故による傷害または疾病により、保険期間中に高度障がい状態となられた場合にお支払いします。

高度障がい状態とは次のいずれかにあたる状態をいいます

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注1）
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの（注2）
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの（注2）
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（注1）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
（注2）「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

死亡保険金または高度障がい保険金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除となり、保険金をお支払いできない場合がありますので、お申込みに際しては特にご注意ください。

- ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ・被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- ・契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- ・戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- ・加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

（注）増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- ・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

団体定期保険 契約概要

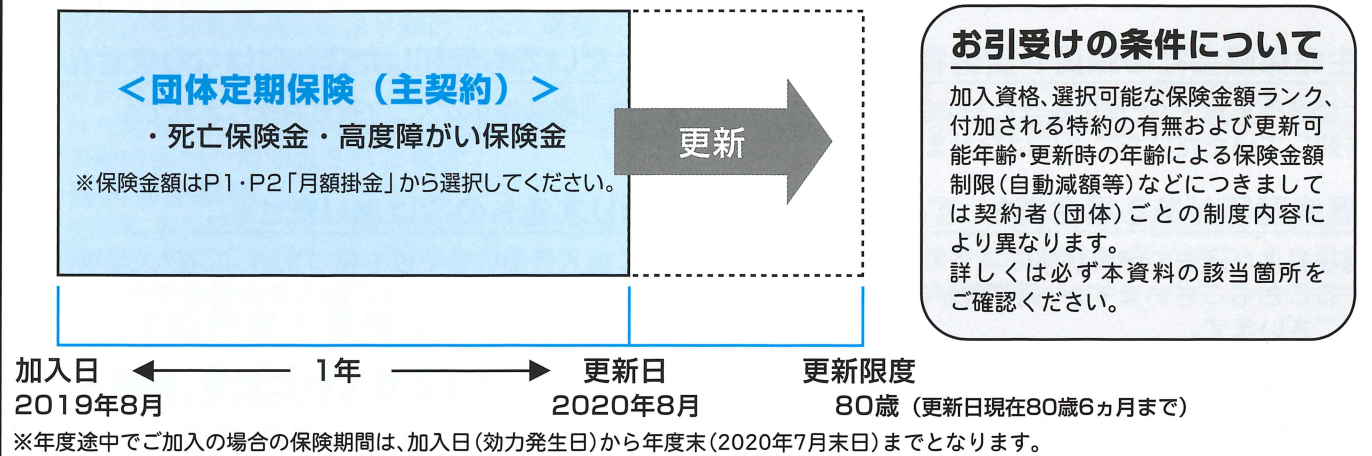
この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称

こども特約付団体定期保険

この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。
保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



保険金を支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・保険期間中に、死亡された場合
- ・加入日（効力発生日）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。
高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約（団体）ごとに算出し変更します。よって、掛金が増えることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約（団体）ごとに異なります。詳しくは必ずP1・P2・P3をご確認ください。

配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払込いただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には脱退による払戻金はありません。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人および配偶者の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

委託保険会社および委託割合について

委託保険会社および委託割合については、本資料の最終ページに記載の「委託保険会社および委託割合」をご確認ください。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください、内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

1. 健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

2. 生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しただいても告知したことにはなりません。

生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金を支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金を支払われない場合があります。
例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなどの所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましては、P2.「加入資格」を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みにはクーリング・オフの適用がございません。

ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、P3.「効力の発生日」を必ずご確認ください。
生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

① 免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)

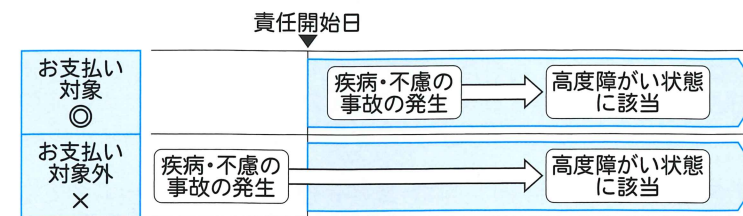
- ・加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
- ・契約者、保険金受取人の故意
- ・戦争その他の変乱

② 加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故

- ・加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合

※なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

【イメージ図】



③ 告知義務違反

- ・契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④ 詐欺取消・不法取得目的による無効

- ・契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

⑤ 重大事由解除

- ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス ; <http://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項

保険金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。(大同生命保険株式会社ホームページアドレス ; <https://www.daido-life.co.jp/>)

複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

個人情報のお取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取り扱いいたします。ご加入の際には、個人情報のお取り扱いの詳細について、最終ページに記載の「個人情報のお取り扱いについて」を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。